

尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表について

(第2版)

尾鷲市における職員の任用や給与、勤務条件等の状況を広く市民の皆さんにお知らせすることにより、本市人事行政の透明性を高め、その公平性の一層の確保を図るため、尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表するものです。

【公表内容】

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

今後とも、積極的に情報公開や情報提供を行い、市民の皆さまの理解と信頼が得られる市政運営を進めてまいります。

平成25年 3月29日
尾 鷲 市

～ 目次 ～

I、任免及び職員数に関する状況

- | | |
|------------|-----------|
| 1 職員の任免の状況 | 1 P |
| 2 職員数の状況 | 1 P ～ 2 P |

II、職員の給与の状況

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 総括 | 3 P |
| 2 一般行政職給料表の状況 | 4 P |
| 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況 | 4 P ～ 5 P |
| 4 一般行政職の級別職員数等の状況 | 5 P |
| 5 職員の手当の状況 | 6 P ～ 7 P |
| 6 特別職の報酬等の状況 | 7 P |

III、公営企業職員の状況

- | | |
|--------|-----------|
| 1 水道事業 | 8 P ～ 9 P |
|--------|-----------|

IV、勤務時間その他の勤務条件の状況

- | | |
|----------------|------|
| 1 一般職員の勤務時間の状況 | 10 P |
| 2 休暇制度の概要 | 10 P |
| 3 年次有給休暇の取得状況 | 10 P |
| 4 育児休業の取得状況 | 10 P |
| 5 介護休暇の取得状況 | 10 P |

V、分限及び懲戒処分の状況

- | | |
|----------|------|
| 1 分限処分者数 | 11 P |
| 2 懲戒処分者数 | 11 P |

VI、サービスの状況

- | | |
|----------------|------|
| 1 職務専念義務免除の概要 | 12 P |
| 2 営利企業等への従事の状況 | 12 P |

VII、研修及び勤務成績の評定の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 研修の状況 | 12 P ～ 13 P |
| 2 勤務評定の実施状況等 | 13 P |

VIII、福祉及び利益保護の状況

- | | |
|------------------|------|
| 1 健康管理事業について | 13 P |
| 2 職員互助会について | 13 P |
| 3 その他の福利厚生事業について | 13 P |

IX、公平委員会の業務の状況

- | | |
|---------------|------|
| 1 公平委員会の概要 | 14 P |
| 2 公平委員会の業務の状況 | 14 P |

尾鷲市人事行政運営の状況について

1. 任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免の状況

(1) 職員採用の状況

(平成24年4月1日現在)

職 種		男	女	合 計
一 般 行 政 職	事 務 職	3 人	2 人	5 人
	技 術 職	1 人		1 人
合 計		4 人	2 人	6 人

※平成24年4月1日現在、再任用職員はおりません。

(2) 職員の退職状況

(平成23年度中)

区 分	市長事務部局等	教育委員会	合 計
定年退職	7 人	1 人	8 人
勸奨退職			0 人
普通退職(自己都合)等	2 人		2 人
合 計	9 人	1 人	10 人

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

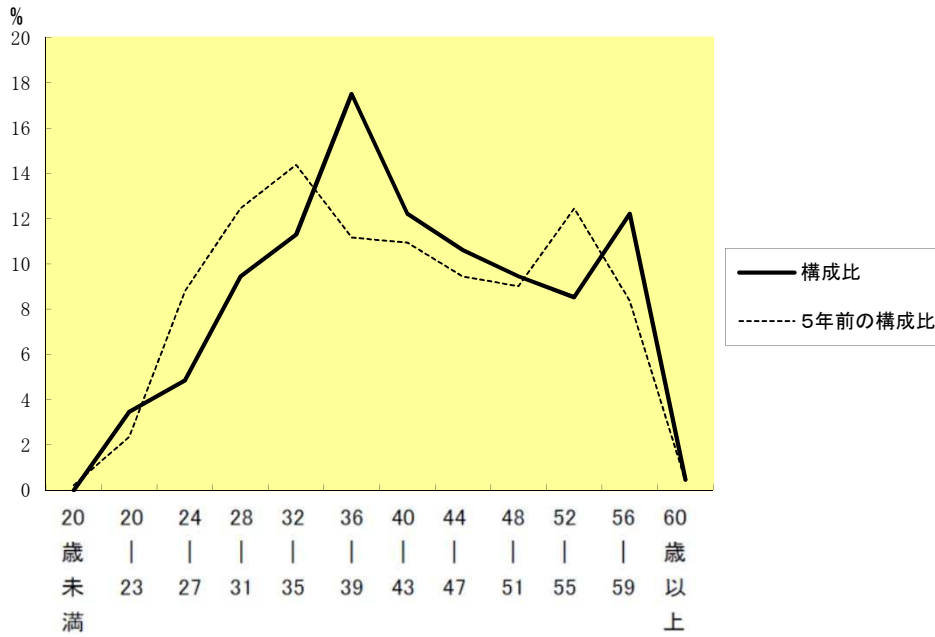
(各年4月1日現在)

部門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4		欠員不補充による減
		総務	50	50		
		税務	13	13		
		農林水産	17	17		
		商工	9	9		
土木		12	12			
民生		14	14			
衛生	37	35	▲ 2			
	計	156	154	▲ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 75.59 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 71.70 人)	
	教育部門	27	26	▲ 1	事務の効率化による減	
	消防部門					
	小 計	183	180	▲ 3	<参考> 人口10,000人当たり職員数 88.36 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 94.66 人)	
会計企業部門等 公	病院	233	235	2	防災業務強化、業務内容の充実による増	
	水道	10	10			
	その他	9	9	0		
	小 計	252	254	2		
合 計		435	434	▲ 1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 208.87 人	
		[640]	[640]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	15人	21人	41人	49人	76人	53人	46人	41人	37人	53人	2人	434人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	(参考)
一般行政	172	168	164	160	156	154	18 (▲10.5%)
教育	33	32	32	30	27	26	7 (▲21.2%)
普通会計	205	200	196	190	183	180	25 (▲12.2%)
公営企業等会計	261	255	257	254	252	254	7 (▲2.7%)
総合計	466	455	453	444	435	434	32 (▲6.9%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

II. 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 20,372	千円 10,904,470	千円 342,989	千円 1,777,342	% 16.3	% 17.1

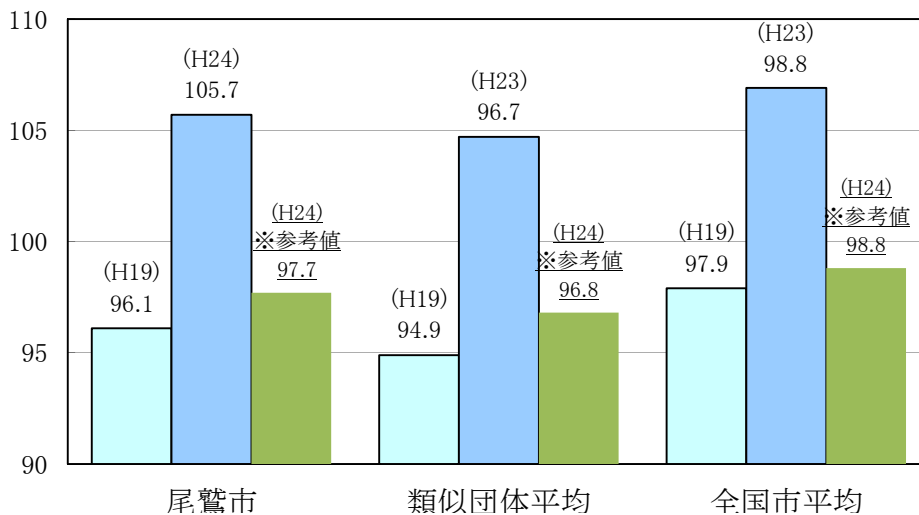
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与			計 B	1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
23年度	人 179	千円 713,133	千円 102,680	千円 261,537	千円 1,077,350	千円 6,019	千円 5,808

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の支 給月数(B)	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	126,800	144,500	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	292,000	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
尾鷲市	42.3 歳	323,868 円	376,071 円	345,557 円
三重県	43.2 歳	337,318 円	444,153 円	379,328 円
国	42.8 歳	304,944 円	—	372,906 円
類似団体	43.0 歳	323,756 円	373,941 円	349,806 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
尾鷲市	47.2 歳	32 人	317,826 円	347,185 円	336,310 円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.6 歳	21 人	318,528 円	351,419 円	340,147 円	廃棄物処理業	44.7 歳	288,200 円	1.22
うち守衛・庁務員	56.4 歳	2 人	357,791 円	368,741 円	364,291 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.78
三重県	47.9 歳	361 人	334,372 円	392,256 円	353,635 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円	—	307,506 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	25 人	307,716 円	331,694 円	320,458 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
尾鷲市	—	—	—
うち清掃職員	5,620,467 円	3,989,200 円	1.41
うち守衛・庁務員	5,955,363 円	2,861,400 円	2.08

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成～年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
尾鷲市	49.0 歳	381,701 円	401,439 円
三重県	44.3 歳	371,381 円	419,443 円
類似団体	42.8 歳	314,537 円	334,068 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	尾鷲市	三重県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,986 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,417 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	144,500 円	— 円
	中学卒	126,800 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	— 円
	高校卒	140,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

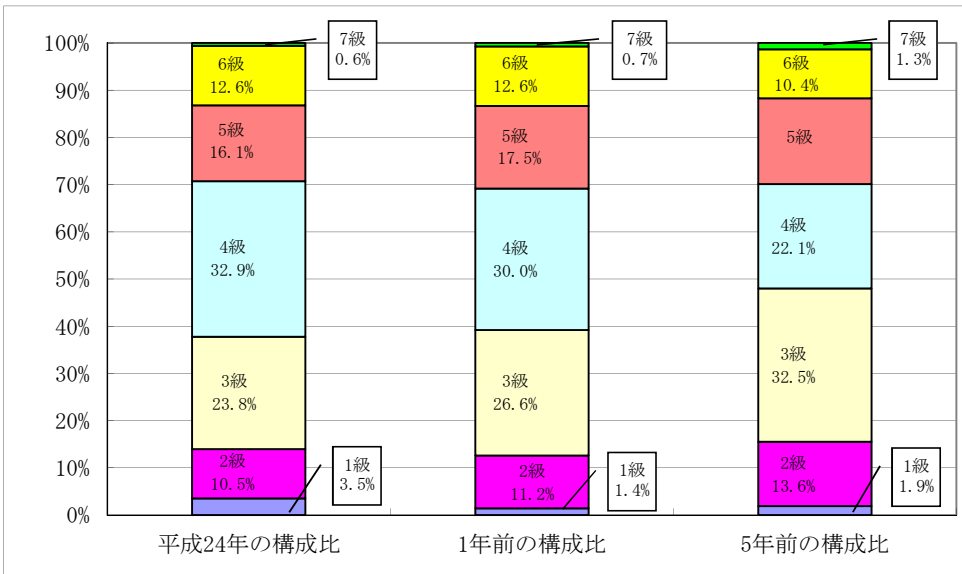
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	250,400 円	295,500 円	327,200 円
	高 校 卒	205,400 円	250,400 円	295,500 円
技能労務職	高 校 卒	198,200 円	234,600 円	273,400 円
	中 学 卒	184,200 円	212,700 円	252,200 円
教 育 職	大 学 卒	250,400 円	295,500 円	327,200 円
	高 校 卒	205,400 円	250,400 円	295,500 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	病院事務長	1 人	0.6%
6 級	会計管理者、課長、室長、局長、調整監、参事	18 人	12.6%
5 級	課長補佐、室長、主幹	23 人	16.1%
4 級	係長、副主幹、主査	47 人	32.9%
3 級	相当の経験を必要とする主事又は技師	34 人	33.8%
2 級	主事又は技師	15 人	10.5%
1 級	主事補又は技師補 定型的な業務を行なう業務員	5 人	3.5%

- (注) 1 尾鷲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成17年度より「目標管理による人事考課制度」を導入したが、現在は制度の見直し等も含めて試行段階であり、昇給への勤務成績の反映は行っていない。今後は、平成19年度より実施している勤務態度評定と併せて制度を成熟させ、昇給への反映を行っていきたい。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾 鷲 市		三 重 県		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,410 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,604 千円		—	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当についても昇給の取扱いと同様に、「目標管理による人事考課制度」の見直し等を行っている段階であり、勤務実績の反映は行っていない。今後は、平成19年度より実施している勤務態度評定と併せて制度を成熟させ、勤勉手当への反映を行っていききたい。

(2) 退職手当

尾 鷲 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ()			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合) 10,363 千円	(定年退職) 25,823 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

			手当額
支給実績(23年度決算)			155 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			154,512 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
5級地	6 %	1 人	6 %

(4) 特殊勤務手当

		手当額等	
支給実績(23年度決算)		150 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		14,950 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		5.3 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	税務課等	市税等滞納による強制執行に従事	日 額 500 円
行路病人、死亡人処理 手当	社会福祉事務所等	行路病人、死亡人の処理 に従事	1件当たり 500 円
			1件当たり 1,000 円
年末年始業務特別手当	クリニックセンター等	年末年始に業務を命じられ従事	日 額 10,000 円

(注) 衛生業務手当については、平成22年10月1日から廃止

(5) 時間外勤務手当

	手当額
支給実績(23年度決算)	57,896 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	308 千円
支給実績(22年度決算)	42,343 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	222 千円

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 (配偶者がない場合その内1人) 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など 6,500円 その他の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族で満16歳から22歳の子 5,000円加算	同	同	25,833 千円	210,024 円
住居手当	借家、借間居住者 支給対象額 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円	同	同	7,752 千円	287,111 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 最高支給限度額 24,500円	同	同	3,719 千円	88,547 円
管理職手当	事務長及び会計管理者 55,000円 課(室)長、調整監及び局長 44,500円 参事 35,000円			9,738 千円	541,000 円

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	720,000 円 (900,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 259,000 円
	副市長	712,000 円 (円)	816,000 円 / 483,000 円
	議長	425,000 円 (円)	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	353,000 円 (円)	474,000 円 / 200,000 円
	議員	321,000 円 (円)	450,000 円 / 180,000 円
期末手当	市区町村長 副市長	(23年度支給割合) 3.95 月分	
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 3.15 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数×450/100	(1期の手当額) 16,200,000円 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×280/100	7,974,400円 任期毎
	備考		

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

Ⅲ. 公営企業職員の状況

1 水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 508,392	千円 116,162	千円 74,041	% 14.56	% 14.60

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 10	千円 38,362	千円 5,937	千円 14,163	千円 58,462	千円 5,846	千円 6,350

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
尾鷲市	42.0 歳	330,752 円	483,208 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

尾 鷲 市	尾鷲市 (一般行政職)	団体平均等
1人当たり平均支給額(23年度) 14,163 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,410 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,492 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当

尾 鷲 市	尾鷲市 (一般行政職)	団体平均等
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均 (自己都合) (定年退職) 支給額 千円 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均 (自己都合) (定年退職) 支給額 10,363 千円 25,823 千円	1人当たり平均 支給額 15,252 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

			手当額
支給実績(23年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

				手当額等
支給実績(23年度決算)				120 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				20,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)				60.0 %
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
年末年始業務特別手当	水道部職員	年末年始に業務を命じられ従事	日	額 10,000 円

オ 時間外勤務手当

		手当額
支給実績(23年度決算)		2,785 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		309 千円
支給実績(22年度決算)		1,612 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		179 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 (配偶者のない場合その内1人) 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など 6,500円 その他の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族で満16歳から22歳の子 5,000円加算	同	同	1,698 千円	242,571 円
住居手当	借家、借間居住者 支給対象額 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円	同	同	492 千円	246,000 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 最高支給限度額 24,500円	同	同	308 千円	44,000 円
管理職手当	事務長及び会計管理者 55,000円 課(室)長、調整監及び局長 44,500円 参事 35,000円			534 千円	534,000 円

IV. 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※ 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分勤務で原則週休2日制となっています。
市民サービスの向上、業務の効率化、人件費削減等の目的で、「勤務時間の弾力化制度」などを導入し、勤務時間をずらしたり、交代制勤務としたりして、業務内容によって異なる勤務形態を取る部署もあります。

※ 勤務時間の弾力化制度＝あらかじめ定めたパターンの勤務時間を組み合わせ、週38時間45分勤務を4週間単位で割り振った制度（環境課クリンクルセンターにて実施）

2 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1暦年20日（残日数がある場合は、20日を限度に翌年に繰り越すことができる）
病欠休暇		任命権者が療養が必要と認めるときは、必要な期間（90日以内）について有給
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇（災害・福祉等）	1暦年で5日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続5日の範囲内の期間
	産前産後休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間
	育児時間休暇	生後1年未満の子への授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内
	妻の出産に伴う休暇	妻の出産の入院付添い等の場合、2日の範囲内の期間
	子の養育のための休暇	妻の産前産後中に小学校就学前の子を養育する場合、5日の範囲内の期間
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子の看護をする場合、1暦年で5日の範囲内の期間
	短期介護休暇	要介護者の介護・世話をを行う場合、1暦年で5日の範囲内の期間
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母の祭日（15年以内の法要等）	1日の範囲内の期間
	夏季休暇（盆等の諸行事や健康増進）	盆等の諸行事や健康増進等の行事を行う場合、原則として連続する3日の範囲内の期間
	災害による住居の滅失及び損壊	7日の範囲内の期間
	災害等による出勤が困難な場合	その都度必要な期間
	災害時の出退勤途上の危険回避	
介護休暇（無給）	配偶者、父母等の介護	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6ヶ月の範囲内の必要な期間（無給）
組合休暇（無給）	職員団体の活動への従事	1暦年で30日を超えない範囲

3 年次有給休暇の取得状況

平成23年中の一般職員の1人あたりの平均取得日数は次のとおりです。
（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

区 分	一般職員
1年間の平均取得日数	6.0日

4 育児休業の取得状況

（平成23年度実績）

	市長事務部局等		教育委員会		総合病院		合 計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数		1				5	0	6
部分休業の取得人数							0	0

5 介護休業の取得状況

（平成23年度実績）

市長事務部局等	市長事務部局等		教育委員会		総合病院		合 計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休業の取得人数							0	0

V. 分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反し身分上の不利益な処分を行うものです。その種類として、「免職」、「降任」及び「休職」があります。

平成23年度の分限処分の状況は次のとおりです。

(平成23年度実績)

	処分の種類 処分事由	免職	降任	休職	合計
市長事務部局等	勤務実績が良くない場合				0
	心身の故障の場合				0
	職に必要な適格性を欠く場合				0
	小計	0	0	0	0
教育委員会	勤務実績が良くない場合				0
	心身の故障の場合				0
	職に必要な適格性を欠く場合				0
	小計	0	0	0	0
総合病院	勤務実績が良くない場合				0
	心身の故障の場合			4	4
	職に必要な適格性を欠く場合				0
	小計	0	0	4	4
合計	勤務実績が良くない場合				0
	心身の故障の場合			4	4
	職に必要な適格性を欠く場合				0
	総合計	0	0	4	4

2 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、「免職」、「停職」、「減給」、「戒告」があります。

平成23年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

(平成23年度実績)

	処分の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
市長事務部局等	法令に違反した場合					0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
	小計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合					0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
	小計	0	0	0	0	0
総合病院	法令に違反した場合					0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
	小計	0	0	0	0	0
合計	法令に違反した場合					0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
	小計	0	0	0	0	0

VI. サービスの状況

1 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条令に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために使い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

職務専念義務の免除は、服務上、公務優先の基本原則に照らし合わせて、合理的な理由があると認められた場合のみ、限定的、例外的特例として認められます。

(例)
・妊産婦の健康診査 ・国民体育大会への参加
・人間ドック受診 ・行政措置要求事案の審査への出頭 等

2 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を得なければ、営利企業等の役員等を兼ねることや、自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

(平成23年度実績)

許可した職員数	従事許可内容	理由

VII. 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

(平成23年度実績)

服務規程及び人材育成基本方針での位置づけ	研修名	参加者数	講師	研修概要	実施時期	
意志決定能力 政策形成能力	時代に即応した研修	建設業法研修	4	三重県	建設業法について学ぶ	4月
	基礎研修	公営企業会計研修	1	自治会館組合	公営企業会計を学ぶ	4月
	時代に即応した研修	マネージャー研修	5	自治会館組合	事業立案の為の視点や考え方、手法を学ぶ	5, 10月
	時代に即応した研修	トレンドセミナー	2	自治会館組合	県と市町が連携し、変化の時代に対応した行政を推進することを目的とした研修	5月
	基礎研修	法制執務研修	5	自治会館組合	法制執務の手法を学ぶ	6, 9, 11月
	時代に即応した研修	防災教育研修	3	職員	防災について	8月
	時代に即応した研修	公務災害防止セミナー	1	三重県	メンタルヘルスについて	8月
	基礎研修	地方行財政アカデミー	5	自治会館組合	行財政について学ぶ	8, 2月
	時代に即応した研修	リーダー研修会	5	自治会館組合		8, 9, 2月
	基礎研修	新採職員議会制度研修	3			9月
	基礎研修	シニアマネージャー研修	3	全国市町村国際文化研究所	組織力向上について	10月
	基礎研修	監査委員研修	1	自治会館組合	監査理論、決算審査について学ぶ	10月
	基礎研修	組織マネジメント研修	1	全国市町村国際文化研究所	組織力向上について	11月
	時代に即応した研修	歩くまちづくり講座②	2	三重地方自治研究センター	まちづくりについて	11月
	時代に即応した研修	法務トレンド研修会	2	自治会館組合	危機管理について	11, 12月
時代に即応した研修	管理職研修	25	外部講師	人事考課制度について	2月	
意志決定能力	時代に即応した研修	ワンステップ研修	3	自治会館組合	自治体の基本的な業務を遂行するために必要な知識を学ぶ	4, 5, 6, 7月
	時代に即応した研修	ビジネスマナー研修	3	商工会議所	接遇マナー	4月
	時代に即応した研修	ツーステップ研修	4	自治会館組合	グループディスカッション	5, 10月
	安全衛生管理	安全運転研修	178	外部講師		5月
	基礎研修	税務実務研修①	2	自治会館組合	市町村民税における個人税を中心に税務に対する基礎を学ぶ	6月
	基礎研修	税務実務研修②	2	自治会館組合	固定資産税における家屋の評価や課税の基礎について学ぶ	7月
	基礎研修	公務・通勤災害事務担当者研修会	1	地方公務員災害補償基金		7月
	時代に即応した研修	スリーステップ研修	3	自治会館組合	地元学を通して地域の活性化策を学ぶ	7月
時代に即応した研修	不当要求対策研修	2	自治会館組合	不当要求対策について	8月	

服務規程及び人材育成基本方針での位置づけ		研修名	参加者数	講師	研修概要	実施日
意志決定能力	時代に即応した研修	話し方講座	1	自治会館組合		9月
	安全衛生管理	自殺予防研修	97	外部講師	自殺予防について	9月
	時代に即応した研修	訴訟対応研修	2	自治会館組合	行政訴訟に対応について	10月
	基礎研修	経理事務担当職員研修	28	職員	経理事務について	10月
	安全衛生管理	普通救命講習	91	消防職員	AEDの使用方法等、救命方法を学ぶ	11月
	基礎研修	コミュニケーションマインド向上研修	1	自治会館組合	コミュニケーション能力の向上を図る	1月
政策形成能力	時代に即応した研修	政策法務研修	2	自治会館組合	政策を実現する為にどのように法務を活用すべきかについて学ぶ	9月
合 計(のべ参加者数)			488			

2 勤務評定の実施状況等

市では、職員が職務遂行過程で発揮した能力、資質、業績、態度等を適切に把握し、職員の能力育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、年1回の勤務評定を実施しています。良好な成績で勤務したときには、昇給させることができます。

また、尾鷲市では、平成17年度から上記の勤務評定に加え、目標管理による人事考課制度を導入しています。将来的には、その結果を勤務評定に取り入れていきます。

(平成23年度実績)

勤務成績証明者	評定の時期等	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	現に受けている号給を受けるに至ったときから、12か月を下らない期間を良好な成績で勤務したとき	4号給昇給

VIII. 福祉及び利益の保護の状況

1 健康管理事業について

労働安全衛生法及び安全衛生管理規程に基づき、職場における職員の安全と健康を確保するため、健康診断を実施しています。

(平成23年度実績)

区 分	受診者数	内 容
	市長事務部局等及び教育委員会	
定期健康診断	118	全職員を対象に毎年1回実施する
新規採用職員健康診断	3	平成22年度採用職員の採用時健康診断
人間ドック1泊2日コース	3	40歳以上の職員のうち希望者
人間ドック1日コース	73	35歳以上の職員のうち希望者
脳ドック	11	希望者
潜水士健康診断	3	潜水業務に従事する職員

2 職員互助会について

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業等を実施するために、条例に基づき尾鷲市職員互助会が設置されています。主な事業として、貸付事業、体育文化クラブ事業、人間ドック助成事業などがあります。

(平成23年度実績)

助成対象事業	事業の内容
福利厚生事業	体育活動事業及び文化活動事業への助成
助成金の決定額	571 千円

3 その他の福利厚生事業について

公務において、職員が傷病を受けたり、死亡したりした場合には、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金(三重県支部)から一定の補償がなされます。平成22年度の該当件数については、次のとおりです。

(平成23年度実績)

認定件数	市長事務部局等	教育委員会	尾鷲総合病院
通勤災害	1		
公務災害	1		
合 計	2	0	0

IX. 公平委員会の業務の状況

1 公平委員会の概要

公平委員会は、地方自治法の規定に基づき設置される地方公共団体の執行機関で、公平、公正な行政を確保するために必要なものとして、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置されるものです。

主な事務は次のとおりです。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する設置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決、又は決定をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) その他法律に基づき、その権限に属せしめられた事務

2 公平委員会の業務の状況

平成23年度については、公平委員会へ不服申立等の要求はありませんでした。

(平成23年度実績)

業 務 の 種 別	処理(要求)件数
勤務条件に関する措置の要求	
不利益処分に関する不服申立	
苦情の処理に関する事	